平成２９年（フ）第４８８３号
大阪府摂津市香露園13番16―306号
債務者　谷口　　滋
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９８１号
大阪市淀川区田川２丁目７番14号
債務者　熊田貴美子（旧姓新井・萬徳）
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０４２号
大阪市平野区加美正覚寺４丁目４番１―304号
債務者　島藤　礼子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０７２号
大阪府守口市南寺方東通６丁目７番９号
債務者　中原美代子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２９４号
大阪府豊中市箕輪２丁目13番36―303号
債務者　西村　愛子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２９９号
大阪府枚方市牧野阪２―20―14　第二小川ハイツ101号、住民票上の住所大阪府枚方市牧野阪２丁目20番14―11号
債務者　阪部　大地
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３３７号
大阪府茨木市花園２丁目24番17号
債務者　平　　晋
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３５０号
大阪市福島区吉野４丁目15番11―504号
債務者　杣取　訓博
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３５２号
大阪市住之江区平林南２丁目６番２―403号
債務者　本橋奈津枝（旧姓松永・関口）
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３６８号
大阪府八尾市南本町４丁目６番23―507号
債務者　呑喜帆亭片町店こと　中谷　　充
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８号
熊本県八代市植柳新町１丁目25号24番地
債務者　渡邊　博子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第６４号
山梨県富士吉田市上吉田4356番地の３　市営熊穴団地４号館101号室
債務者　渡邉　明宏
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第３８０号
岐阜県羽島郡笠松町下柳川町66番地の２
債務者　赤塚　秀信
1　決定年月日時　平成29年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第４８５号
静岡県浜松市中区佐藤２丁目４番１号　サンシャルム佐藤101、前住所静岡県浜松市中区富塚町3003番地の34　メゾン弥生ケ丘201
債務者　山本華英こと　許　　華英
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第６２号
島根県出雲市大津新崎町４丁目58番地２
債務者　小村美侑亜
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第５１４４号
大阪市東淀川区下新庄５丁目８番26号フジパレス下新庄サウス103号
債務者　井筒こと　米田　真唯
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２５３号
大阪市中央区備後町１丁目２番14―402号
債務者　杉野　満恵
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部